

官報 号外

昭和五十三年二月九日

○第八十四回国 衆議院会議録 第七号

昭和五十三年二月九日(木曜日)

議事日程 第五号

昭和五十三年二月九日

正午開議

- 第一 決算調整資金に関する法律案(内閣提出)
- 第二 昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

人事官任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 決算調整資金に関する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特

昭和五十三年二月九日 衆議院会議録第七号 議員請暇の件 人事官任命につき同意を求めるの件等三件 決算調整資金に関する法律案外一案

例に関する法律案(大蔵委員長提出)

議員内田常雄君逝去につき弔詞を贈呈することとし、弔詞は議長に一任するの件(議長発議) 鈴木強君の故議員内田常雄君に対する追悼演説 土井たか子君の故議員刀祿館正也君に対する追悼演説

午後零時二十三分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(保利茂君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

河上民雄君から、二月十日より十八日まで九日間、石原慎太郎君から、二月十三日より二十五日まで十三日間、鈴木善幸君から、二月十四日より二十六日まで十三日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

人事官任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

内閣から、人事官に加藤六美君を、日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君を、社会保険審査会委員長に今村謙君を、

同委員に黒木延君及び河野共之君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、人事官及び日本銀行政策委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、社会保険審査会委員長及び同委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(保利茂君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

日程第一 決算調整資金に関する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時

臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、決算調整資金に関する法律案、日程第二、昭和五十二年水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。大蔵委員長大村襄治君。

決算調整資金に関する法律案及び同報告書

昭和五十二年水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔大村襄治君登壇〕

○大村襄治君 たいだいま議題となりました両法律案について申し上げます。

初めに、内閣提出、決算調整資金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近のわが国経済、財政の情勢にかんがみますと、年度途中における景気の落ち込みにより、かなりの規模の税収不足を招くという蓋然性が高くなつてきております。このような予算作成時には予見したい税収の減少等があり、それが年度末間際になって見込まれる場合や、年度経過後に結果的に決算上の不足が明らかになるような場合に

は、補正予算等によって対処できないばかりでなく、現行法令は、決算上の不足が生じた場合の財政処理について規定していないため、これに適法に対処する方途がないのであります。

本法法律案は、このような事態に備えて、昭和五十二年から一般会計に決算調整資金を設け、この資金から一般会計の歳入歳出の決算上生ずる不足を補てんする制度を創設し、同会計の収支の均衡を図ることとしようとするもので、その主な内容を申し上げます。

まず第一に、決算調整資金の財源として、各会計年度の一般会計において、財政法第六条の剰余金が生じた場合においては、剰余金の金額から公債等の償還財源に充てるべき金額を控除した金額の範囲内におきまして、翌々年度までに、予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰り入れることができることとするほか、特別の必要がある場合には、予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰り入れることができることとしております。

第二に、決算調整資金に属する現金は、各会計年度の一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる場合に限り、翌年度七月三十一日まで、その不足を補てんするため、一般会計の歳入に組み入れるものとし、この場合においては、資金からの歳入組み入れに関する調書を作成し、次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならないこととしております。

また、決算調整資金によって決算上生ずる不足を補てんする際に、資金の現在額のみでは不足する場合に備え、当分の間の措置といたしまして、国債の償還等国債整理基金の運営に支障を生じない範囲で、同基金に属する現金を決算調整資金に繰り入れることができることとし、このような繰り入れを行った場合には、その日の属する年度の翌年度までに、予算の定めるところにより、繰入金に相当する金額を、一般会計から決算調整資金を通じて国債整理基金へ返済することとしております。

本案につきましては、審査の結果、昨八日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、決算調整資金に関する法律案についての報告を終わります。

次に、大蔵委員長提出、昭和五十二年水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨八日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。御承知のとおり、政府は、昭和五十二年におきまして水田の総合利用を推進するため、その一環として稲作の転換を行う者等に対し、奨励補助金を交付することといたしておりますが、本案は、この補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のよ

うな特例措置を講じようとするものであります。すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしております。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十二年において約三億円と見積もられるのであります。大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換対策の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ、速やかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

弔詞贈呈の件

○議長(保利茂君) 御報告いたすことがありません。

議員内田常雄君は、昨年十二月二十九日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえませ

ん。つきましては、同君に対し、弔詞を贈呈いたしたいと存じます。弔詞は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力しききに商工委員長大藏委員長の要職につきまた再度国務大臣の重任にあたられた議員正三位勲一等内田常雄君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます。この弔詞の贈呈方は議長において取り計らい

ます。

故議員内田常雄君に対する追悼演説
○議長(保利茂君) この際、弔意を表するため、

鈴木強君から発言を求められております。これを許します。鈴木強君。

〔鈴木強君登壇〕

○鈴木強君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員内田常雄先生は、昨年十二月二十九日逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。私は、皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

私の自宅に、ことしもきれいに咲いた三つの洋ランのはち植えがあります。これは、私が一昨年の暮れの総選挙に当選した際、内田先生が贈ってくださったものでございます。「苦勞が実ってよかったですね。君は参議院議員として十八年の経験を持つているのだから、今度は衆議院でしっかりとがんばってくれたまえ」と言って贈ってくださった、あのときの内田先生の温情あふるまなざしが、いまま私の脳裏にはっきりと焼きついているのでございます。(拍手)

私は、昭和三十一年七月、国会議員となつて以来、何かと同県人のよしきをもつて内田先生に御交誼をいただいてまいりました。もとより、内田先生と私は、所属政党、主義主張を異にしておりましたが、私は、先生の人間味あふれるお人柄と、政治家としての清潔さ、公私をはっきりと区別される人間性と誠実さには常々敬服し、心から御尊敬申し上げておりました。私は、かつて参議院の予算委員会や社会労働委

員会で、先生御専門の経済政策について、先生と幾たびか激しい論戦を展開したこともございす。また、個人的にもしばしばお話しする機会を得ましたが、先生は、豊富な御経験と深い御見識に基づいて、大所高所より天下国家を論ぜられ、私は深い感動を覚えたものでございます。

内田先生は、私にとりまして、またと得がたい政治の大先輩でありました。そのとうとお姿をもちやこの議場にお見受けすることができません。まことに寂寥の感ひとしおのものがございす。

内田先生は、明治四十年六月三十日、山梨県甲府市にお生まれになりました。旅館業を営まれていた内田家の御長男として家業を継ぐ境遇にありましたが、幼少より俊秀の誉れ高く、向学心に燃えた先生に深い理解を示された御両親は、先生を温かく励まされ、先生もまたこれにこたえて東京帝国大学経済学部に進まれたのでございます。

そして、在学中に高等文官行政科試験に合格、昭和五年、卒業後直ちに大蔵省に入られました。時あたかも世界恐慌がわが国にも波及し、いわゆる昭和の大恐慌が始まった年でありました。先生は、新進気鋭の若き行政官として、わが国経済がこの難局を乗り切るために日夜を分かたず奮闘、御労苦を重ねられました。その後も、激動する時局にあつて多くの修練を積み、戦後は、経済安定本部財政金融局長あるいは大蔵省管財局長として、戦後の経済復興に、はたまたま新生日本

の財政の確立に敏腕をふるわれ、八面六臂の御活躍をなされたのでございます。

このような官界における二十有余年の精進と貴重な御経験が、後に政治家として大をなす素地となつたことは申すまでもありません。

昭和二十七年、講和条約発効後、先生は、故池田勇人元首相のすすめもあつて、独立日本の経済発展に貢献すべく、政界に身を投じる決意を固め、同年十月に行われた第二十五回衆議院議員総選挙に山梨県より立候補され、みごと初当選の栄を担われたのでございます。以来、本院議員に当選すること九回、在職二十三年七カ月の長きにわたりました。

本院に議席を得られてからの先生は、多年の経験と卓越した見識を生かして国政の審議に当たられ、昭和四十年には商工委委員長、また昭和四十二年には大蔵委員長に御就任、与野党委員の信望を集めて、その重責を十分に果たされたのでございます。

やがて昭和四十五年、第三次佐藤内閣の厚生大臣として入閣された先生は、人間尊重、国民福祉優先の決意を新たにして、福祉政策の推進に当たり、児童手当制度の創設に尽力するとともに、医療保険制度の抜本的改正に真正面から取り組み、その解決に奔走されたのでございます。その後、昭和四十八年には第二次田中内閣の経済企画庁長官に任ぜられました。当時は、石油ショックに伴う経済的、社会的混乱がその極に達

したときでございます。内田先生は、機を逸せず国民生活安定緊急措置法案を提案してこれを成立に導き、みずからも陣頭に立って、つぶさに市場、百貨店等の視察を行ってその実態を見きわめ、法の実施を督促して事態の鎮静と物価の安定に成功されたのでございます。その御尽力、その御功績は、まさに「経済の内田」の面目躍如たるものがありました。

また、自由民主党にあっては、税制調査会長、経済調査会長、金融問題調査会長などの重職につかれ、党の政策立案に大きな貢献をなされました。

かくのごとく、内田先生は屈指の政策通であり、とりわけ財政、税制等経済政策についての深い造詣と卓越した見識は余人の追従を許さないものがあり、加えて、すぐれた実務家としての長年にわたる貴重な経験をお持ちでありました。じみちでたゆまざる先生の御努力が、囊中の錐のたとえのとおり、やがて「税制なら内田」、「財政なら内田」と先生の存在を内外に知らしめるところとなり、「経済の内田」として自他ともに許す確固たる地位を築かれたものと申せましょう。(拍手)

一昨年九月、自由民主党が直面した重大な時期に、幹事長の要職につかれました。みずからこの人事を「月夜を歩いてマンホールに落ちたようなもの」と評しておられましたが、むずかしい政局をよく取りまとめられ、政治家としての練達ぶりを内外に示されたことは、われわれの記憶に新た

なところがございます。(拍手)

かくして、先生の御活躍は国政全般にわたり、議会政治の上に残された御功績はまことに偉大なるものがありました。

内田先生は信念の政治家でありました。政治は国民大衆のものであり、国民大衆とともに歩むことが政治家の責務であるとの確固たる信念を持たれ、「政治は金でも力でもない。政治は最高の道徳に沿うものでなければならぬ。それでこそ初めて政治と国民をかたく結ぶことができる。」と断じ、これをみずからの政治行動の原点とされておりました。

「無一物のところ無尽蔵」とは、先生の好まれた言葉でございます。私欲を追求せず天の無尽蔵の恵みを受けるといふその意のとおり、常に自分を厳しく戒め、あくまで清廉に徹しておられました。

万が一のときは公の葬儀は辞退するようにと奥様に御遺言を残されたのも、先生の厳しいまでの自肅自戒のあらわれと申せましょう。

先生は、おのれに厳しかった反面、接するすべての人々に安らぎを与え、惜しみなく愛情を注がれました。天衣無縫とも言える恬淡とした態度と明朗瀟灑、温情あふるるそのお人柄が、人々を魅了せずにはおかなかつたのでございます。

大衆の幸いを願う先生は、先憂後樂、常に世の人々のために尽くすことに献身され、郷土山梨のためにも、山国の避けられない後進性を何とか調

和のとれた豊かなものに改善しようとして、あらゆる御苦労をいとわれませんでした。お亡くなりになる最後の最後まで山梨医大創設のために尽力されたことは、いまは涙の物語となっているのでございます。

先生のおのれをむなしゅうして国を思い、国民を思う真摯な政治姿勢こそ、私も政治に志すものが片時も忘れてはならないものであると信じます。(拍手)

この先生の政治姿勢とお人柄に、山梨県民はもとより、あらゆる人々が敬愛し、大きな信頼と期待を寄せられたゆえんであることに思いをいたすべきであります。

昨年夏、郷里の甲府市で開かれました要求米価大会の席上、炎天下のことでもあり、私が先生の御健康に気遣い申し上げますと、「ありがたう、大丈夫だよ、これからだよ」と張り切っておいででした。

激職に次ぐ激職のため、みずからを顧みることもなく、ひたすら国政のために尽くされた長年の御過労からでありましょうか、それからわずかの日月のうちに病魔にさいなまれ、再度の御入院の後、最愛の奥様やお子様、そして長年行動をとりにされた秘書の方々の懸命の御看護のいかにもなく、七十年の生涯を静かに閉じられたのでございます。

一昨年の暮れの総選挙の際は、中央において幹事長として全国の采配を振られた先生にかわ

て、奥様が全県下の立会演説会場で政策を訴え、当選のために全力を尽くされたことを忘れることができません。最後まで先生と御一緒に御苦労なされた奥様の御心中を思うとき、何とお慰め申し上げてよいのか、その言葉もございません。いまはただ、在天の内田先生、どうか奥様とお子様をしっかりとお守りくださいとお願ひ申し上げ、御冥福をお祈りするのみでございます。(拍手)

いまや、わが国はかつてない重大な時局に直面しております。とりわけ経済の年と言われるこのときに、練達の政治家であり、屈指の財政経済の指導者でありました先生を失いましたことは、返す返すも残念なことであり、本院にとりましても、国家にとりましても、この上もない大きな損害でございます。

ここに、謹んで内田先生の生前の御功績をたたえ、そのお人柄をしのび、重ねて心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 御報告いたすことがあります。

議員刀祢館正也君は、去る一月八日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、去る一月十六日贈呈いたしました。弔詞を朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は議員従五位勲四等刀祿館正也君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

故議員刀祿館正也君に対する追悼演説

○議長(保利茂君) この際、弔意を表するため、主井たか子君から発言を求められております。これを許します。土井たか子君。

〔土井たか子君登壇〕

○土井たか子君 ただいま議長から御報告のございましたとおり、本院議員刀祿館正也先生は、去る一月八日逝去されました。

昨年秋のことでございます。公害対策並びに環境保全特別委員会が熱心に他党の委員の質疑に耳を傾けられていた先生が、隣の席の私に「不況になればなるほど人命尊重の原点上に立つて公害問題と取り組まなければならないと思います。自分でできることは精いっぱいやるつもりです。どうかよろしく。」と声をかけられました。

今後の研さんを誓い合った先生がこんなに早く逝ってしまったのは、一体だれが思ったでございましょう。あのようにお元気であった先生がいまはもうこの議場で永遠にそのお姿を見ることができないと思うと、胸詰まる思いがいたします。

生来の頑健なお体と若さを誇りとしておられた先生が、いかに天命とは申せ、最愛の奥様と小学校三年生の御息を末に一男二女の愛児に心を引かれながら、忽然として帰らぬ旅へ先立たれるとは、まことに人の世の無常をうらまさないではお

られません。まして、あらん限りの御看病に祈るような気持ちで当たられた御遺族の御心中を思うとき、その痛恨の念は言葉をもってあらわすことができないのでございます。

私は、皆様の御同意を得て、議員一同を代表いたしまして、故衆議院議員刀祿館正也先生に謹んで追悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

刀祿館先生は、昭和三年東京都にお生れになりました。先生は、朝日新聞社の取締役等を歴任された人格、識見ともにごくすぐれた言論人である御尊父と慈愛に満ちた御母堂の薫陶を受け、九人兄弟の七番目として秀でた御兄弟の中で切磋琢磨されたのでございます。

小学校に入学されて間もないころ、先生は御尊父の転勤により御家族とともに兵庫県西宮市に転居されました。みずから小学校時代を顧みて「よく遊び少し学ぶ」と述懐しておられますが、その自由奔放で自主自立のわんぱく少年ぶりがよくうかがわれるのであります。後に、全国で最年少の教育長となられた先生が、敢然として教育正常化運動に立ち向かわれたその気概は、幼い日、わんぱくなこの少年時代に培われていたのでございます。

昭和二十年兵庫県立第一神戸中学校を御卒業、陸軍士官学校に入校されたのであります。戦争は先生の一生にとっても大きな転機を与えたのでございます。士官学校半ばにして敗戦を迎えられた先生は、一転して旧制浪速高等学校へ、そして

さらに京都大学法学部へと進まれたのであります。

先生は、大学で学ぶ傍ら、西宮市立大社中学校の助教諭となり、教壇に立たれました。

苦学力行、昭和二十七年京都大学を御卒業、引き続き同中学校の教師を続けられ、戦後の混乱期に生徒の信望を一身に集められた「頼れる先生」でありました。働きながら学び、学びながら働かれたこの六年間の血のにじむような教育実践は、先生をして人の追隨を許さない識見と信念、後に「教育の刀祿館」と言われる基礎を築かれたのであります。

昭和三十年、先生は、市民の熱望抑えがたく、弱冠二十六歳にして最高点で西宮市会議員に当選、自來二期にわたり斬新な発想とその教育に対する見識、情熱は多くの市民の高く評価するところとなつたのであります。そうして、昭和三十六年請われて全国最年少の西宮市教育長に推され、自來約十二年間この要職を務められました。

先生は、すでに早くより、受験戦争、テスト主義、学習塾こそ現在の教育の三悪であると指摘し、教育正常化運動を力強く展開されたのであります。その間、先生でなくてはできなかった幾多の業績がいまも生き続けているのであります。

昭和三十八年には、兵庫県の高校入試の総合選抜制の廃止の方針が打ち出されるや、先生は、地域事情、地方自治を重視せよと一歩も引かれず、高校入試の総合選抜制を守り抜かれたことは、心

ある人々の語りぐさになっております。中でも、ランドセル通学の廃止、転地学習の実施などは全国に有名で、先生は、「勉強は学校で、しつけは家庭で、そして伸び伸びと遊べ」と、権威主義を排し、常にあるべき教育の姿を追求し続けてこられたのでございます。

「一中学校区一公民館」を目標に公民館運動を徹底して展開されたのも先生であります。児童教育から社会教育まで生涯教育の理想をどこまでも追求された姿勢は、混迷した教育行政に一条の光を与えるものであります。

かくして、西宮市を押しも押されぬ全国的数の文教都市に築き上げられたその大きな御功績は、先生の誠実でひたむきな情熱あふれる言動とともに郷土の人々の胸に深く刻まれ、郷土ある限り語り継がれることでありましょう。(拍手)

教育の改革に情熱を持ってじみちな努力を続けてこられた先生は、昭和五十一年六月、教育立国を掲げて新自由クラブが結成されると、「私の理念を国政に具現するときにいまやってきました。天が私に働き場を与えたもの」と、欣然として赴かれたのであります。そして同年十二月、第三十四回衆議院議員総選挙が行われるや、兵庫県第二区から立候補、爆発的な人気でみごと当選の栄冠を獲得されたのであります。勇躍、抱負に胸をふくらませ、新自由社会の建設、教育立国への執念に燃え、いよいよと思われたやさき、全く突然、第

八十回国会の昨年二月、先生は不幸にして病魔に

昭和五十三年二月九日 衆議院會議録第七号 故議員刀祿館正也君に対する追悼演説 朗誦を省略した議長の報告

變われ、病と闘いながらの議員活動となったのであります。

本院に議席を得られた先生は、議院運営、大蔵、地方行政、文教、建設、公普・環境の各委員会の委員として幅広い御活躍の場で熱心に国政に当たられました。とりわけ先生は党の期待を一身に担って国会運営のかなめである議院運営委員会の委員として与野党伯仲の多党化時代の困難な折衝に当たられ、病軀を顧みず、高い責任感と異常な努力でその職責を果たされたのであります。その重責を果たすため、昨年の夏ころは、一週間に一度点滴を受けながら議員活動を続けられたことを知ったとき、同じ議員の一人として断腸の思いに駆られるのでございます。

私は、先生が昨年五月二十八日、この壇上で会期延長反対の討論をされたときのことを鮮やかに覚えております。あの一言、一言は千鈞の重みを持って迫ってくるのでございます。

人一倍、責任感が強いゆえに政治の持つ非情さが先生の死期をあのようにならしたとすれば、まことに痛恨のきわみと言わねばなりません。

先生の御臨終に駆けつけられた河野洋平代表が「責任感が強過ぎて議員活動で無理をされたのがよくなかった」と絶句されたことは、涙なくして聞くことができなかったのでございます。

思うに先生は、みずからを律するに厳しく、使命感に徹した責任感の強い方であった反面、常に誠実さと温かい心を持ち続けてこられた方でもあ

りました。

「死んでも人の役に立ちたい」とかねがね先生は御家族に漏らされておりました。この先生の御遺志は奥様の手によって果たされ、日ごろから「幾ら本を読んでも疲れることを知らない目」と言われていた先生の二つの目の角膜はアイバンクに寄贈され、いまお二人の婦人の目をよみがえらせ、生き続けているのでございます。ともすればはでな争いが強調される政治の中で、政治家としてここまで考え尽くされた先生の御遺志に頭の下がる思いがいたすのでございます。(拍手)

「一人では何もできない。しかし一人が始まれば何もできない。『私は』その一人になろう。これは先生の残された「にんげん復興」という著書の締めくくりの言葉でございます。先生の西宮での葬儀の日は、寒い風がはだを突き刺す日でございます。その中で、先生のひつぎが見えなくなっても、なお立ち去ろうともしない多くの市民の姿がまぶたに焼きついて消えようとはいたしません。

私はそのとき、若く新しい、市民に愛され期待された政治家の最期を見たのでございます。

先生の四十九年の御生涯はまことに短いものでございました。

厳しい内外の試練の中で刀祿館先生のごとき前途有為の政治家を失いましたことは、ひとり新自由クラブのみならず、本院にとっても、国家国民にとっても、まことに大きな損失であり、惜しみ

てもなお余りあるものがあります。(拍手)

私は、短い期間とはいえ、本院において先生と議席を同じくし得ましたことを誇りとし、先生の心を生涯心にとめてまいりたいと存じます。

先生の残された教育一筋の志、永遠に生き続けよ。

先生の残された御遺族に神の大きいなる御加護のあらんことを。

ここに、刀祿館正也先生の生前の御功績をたたえ、その人となりをしるのび、心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席國務大臣

- 大蔵大臣 村山 達雄君
- 厚生大臣 小沢 辰男君
- 國務大臣 安倍晋太郎君

○朗誦を省略した議長報告

(議決通知)

一、去る一月二十八日、大久保事務局長から古井裁判官訴訟委員会委員長及び植木参議院事務総長あて、本院は裁判官訴訟委員始関伊平君辞職につきその補欠として稻葉修君を選任した旨通

知した。

(指名通知)

一、去る一月二十八日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員渡部恒三君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る一月二十八日、本院は首都圏整備審議会委員に衆議院議員田澤吉郎君を指名した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る一月三十一日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和五十二年一般会計補正予算(第2号)

昭和五十二年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)

一、去る一月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和五十二年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法

(要求書受領)

一、今九日、内閣から、人事官に加藤六美君を任命したいので、国家公務員法第五十一条の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今九日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君を任命したいので、日本銀行法

第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今九日、内閣から、社会保険審査委員長に今村謙君を、同委員に黒木延君及び河野共之君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る一月二十八日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

- 内閣審議官 伊豫田敏雄
- 内閣総理大臣官房 黒川 弘
- 内閣対策室長 大濱 忠志
- 内閣総務審議官 篠田 信義
- 総理府人事局次長 森永正比古
- 警察庁刑事局保安部長 加地 夏雄
- 行政管理庁長官官房審議官 大西 昭一
- 北海道開発庁計画監理官 上野 隆史
- 防衛庁長官官房防衛審議官 澤野 潤
- 経済企画庁調整局審議官 水田 治雄
- 経済企画庁物価局審議官 石田 徳
- 同 佐藤 兼二
- 科学技術庁原子力安全局次長 石波 鷹雄
- 環境庁長官官房審議官 山本 宜正
- 環境庁企画調整局環境保健部長 四柳 修
- 国土庁長官官房審議官

法務大臣官房司 枇杷田泰助

外務大臣官房審議官 内藤 武

外務省アジア局長 三宅 和助

外務省経済局長 溝口 道郎

外務省条約局外務参事官 村田 良平

大蔵大臣官房審議官 加藤 隆司

同 米里 恕

同 福田 幸弘

同 海原 公輝

同 渡辺 喜一

大蔵省理財局長 副島 有年

同 川崎 昭典

大蔵省国際金融局長 宮崎 知雄

厚生大臣官房審議官 吉村 仁

厚生省環境衛生局水道環境部長 国川 建二

農林大臣官房技術審議官 川田 則雄

農林大臣官房審議官 角道 謙一

同 渡邊 文雄

農林省構造改善局長 岡部 三郎

通商産業大臣官房審議官 高田 春樹

同 山口 和男

同 松村 克之

通商産業省通商政策局長 花岡 宗助

資源エネルギー庁長官官房審議官 武田 康

運輸大臣官房審議官 真島 健

運輸省鉄道監督局国有鉄道部長 山地 進

運輸省鉄道監督局民営鉄道部長 妹尾 弘人

運輸省自動車局業務部長 梶原 清

運輸省自動車局整備部長 大丸 令門

運輸省航空局長 松本 操

労働大臣官房審議官 関 英夫

同 谷口 隆志

労働省労働基準局安全衛生部長 野原 石松

労働省職業安定局失業対策部長 細見 元

建設省住宅局参事官 丸山 良仁

自治大臣官房審議官 石原 信雄

同 砂子田 隆

自治省行政局公務員部長 福島 深

自治省行政局選挙部長 塩田 章

自治省行政局選挙部長 佐藤 順一

(政府委員任命)

一、去る一月三十日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、二十八日議長において承認した伊豫田敏雄外五十四名を三十日第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 宇野 亨君 補欠 松野 頼三君

閔谷 勝嗣君 海部 俊樹君

玉生 孝久君 谷 洋一君

塚原 俊平君 地崎宇三郎君

海部 俊樹君 閔谷 勝嗣君

谷 洋一君 玉生 孝久君

地崎宇三郎君 塚原 俊平君

松野 頼三君 宇野 亨君

地方行政委員

補欠

谷 洋一君 堀之内久男君

地崎宇三郎君 川田 正則君

山田 芳治君 日野 市朗君

中井 治君 中野 寛成君

川田 正則君 地崎宇三郎君

堀之内久男君 谷 洋一君

日野 市朗君 山田 芳治君

中野 寛成君 中井 治君

外務委員

補欠

高沢 寅男君 清水 勇君

清水 勇君 高沢 寅男君

大蔵委員

補欠

森山 欽司君 本名 武君

荒木 宏君 不破 哲三君

文教委員

補欠

長谷川正三君 加藤 清二君

昭和五十三年二月九日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

<p>鍛冶 清君 中野 寛成君 加藤 清二君 矢野 絢也君 中井 洽君</p> <p>社会労働委員 相沢 英之君 金子 みつ君 平石磨作太郎君 小川 平二君 後藤 茂君 浅井 美幸君</p> <p>農林水産委員 日野 市朗君 山田 芳治君</p> <p>商工委員 小川 平二君 加藤 清二君 後藤 茂君 清水 勇君 西中 清君 渡部 恒三君 金子 みつ君 高沢 寅男君 長谷川正三君</p>	<p>矢野 絢也君 中井 洽君 長谷川正三君 鍛冶 清君 中野 寛成君</p> <p>補欠 小川 平二君 後藤 茂君 浅井 美幸君 相沢 英之君 金子 みつ君 平石磨作太郎君</p> <p>補欠 山田 芳治君 日野 市朗君</p> <p>補欠 渡部 恒三君 長谷川正三君 金子 みつ君 高沢 寅男君 春田 重昭君 小川 平二君 後藤 茂君 清水 勇君 加藤 清二君</p>	<p>春田 重昭君 本名 武君 不破 哲三君</p> <p>予算委員 海部 俊樹君 松野 頼三君 浅井 美幸君 矢野 絢也君 瀬崎 博義君</p> <p>建設委員 谷川 寛三君 渡辺 栄一君 海部 俊樹君 鍛冶 清君 荒木 宏君</p> <p>内閣委員 宇野 亨君 小島 静馬君</p>	<p>西中 清君 森山 欽司君 瀬崎 博義君</p> <p>補欠 渡辺 栄一君 谷川 寛三君 平石磨作太郎君 鍛冶 清君 荒木 宏君 松野 頼三君 海部 俊樹君 矢野 絢也君 浅井 美幸君</p> <p>補欠 西中 清君 春田 重昭君</p> <p>補欠 奥野 誠亮君 古井 喜實君</p>	<p>奥野 誠亮君 古井 喜實君</p> <p>法務委員 飯田 忠雄君 矢野 絢也君</p> <p>大蔵委員 井出 一太郎君 不破 哲三君</p> <p>文教委員 山原健二郎君 不破 哲三君</p> <p>運輸委員 小林 政子君</p> <p>建設委員 坂本三十次君</p> <p>予算委員 奥野 誠亮君 川崎 秀二君 古井 喜實君 横路 孝弘君 浅井 美幸君 矢野 絢也君</p>	<p>宇野 亨君 小島 静馬君 矢野 絢也君 飯田 忠雄君 荒木 宏君 不破 哲三君 山原健二郎君 不破 哲三君 飯田 忠雄君 井出 一太郎君 森 清君 谷川 寛三君 川崎 秀二君 奥野 誠亮君 古井 喜實君 横路 孝弘君 多賀谷眞稔君 飯田 忠雄君 大橋 敏雄君</p> <p>補欠 飯田 忠雄君 荒木 宏君 不破 哲三君 山原健二郎君 不破 哲三君 飯田 忠雄君 井出 一太郎君 森 清君 谷川 寛三君 川崎 秀二君 奥野 誠亮君 古井 喜實君 横路 孝弘君 多賀谷眞稔君 飯田 忠雄君 大橋 敏雄君</p>	<p>荒木 宏君 山原健二郎君 谷川 寛三君 森 清君 渡辺 栄一君 多賀谷眞稔君 飯田 忠雄君 大橋 敏雄君</p> <p>懲罰委員 春田 重昭君 浅井 美幸君</p> <p>地方行政委員 相沢 英之君 井上 裕君 石川 要三君 足立 篤郎君 伊東 正義君 古井 喜實君</p> <p>運輸委員 不破 哲三君</p>	<p>山原健二郎君 小林 政子君 川崎 秀二君 奥野 誠亮君 古井 喜實君 横路 孝弘君 矢野 絢也君 浅井 美幸君</p> <p>補欠 浅井 美幸君 春田 重昭君</p> <p>補欠 伊東 正義君 古井 喜實君 足立 篤郎君 石川 要三君 相沢 英之君 井上 裕君</p> <p>補欠 小林 政子君</p>
---	--	---	---	---	--	---	--

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

足立 篤郎君 井上 裕君

伊東 正義君 谷 洋一君

古井 喜實君 谷川 寛三君

河村 勝君 塚本 三郎君

小林 政子君 不破 哲三君

井上 裕君 足立 篤郎君

谷 洋一君 伊東 正義君

谷川 寛三君 古井 喜實君

塚本 三郎君 河村 勝君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

相沢 英之君 伊東 正義君

井上 裕君 正示啓次郎君

石川 要三君 海部 俊樹君

伊東 正義君 相沢 英之君

海部 俊樹君 石川 要三君

正示啓次郎君 井上 裕君

外務委員

辞任

補欠

中川 嘉美君 浅井 美幸君

浅井 美幸君 中川 嘉美君

文教委員

辞任

補欠

伏屋 修治君 矢野 絢也君

運輸委員

辞任

補欠

矢野 絢也君 伏屋 修治君

笑輪 登君 足立 篤郎君

予算委員

辞任

補欠

足立 篤郎君 渡部 恒三君

伊東 正義君 谷 洋一君

海部 俊樹君 玉沢徳一郎君

正示啓次郎君 谷川 寛三君

河村 勝君 塚本 三郎君

浅井 美幸君 中川 嘉美君

矢野 絢也君 伏屋 修治君

谷 洋一君 伊東 正義君

谷川 寛三君 正示啓次郎君

玉沢徳一郎君 海部 俊樹君

中川 嘉美君 浅井 美幸君

伏屋 修治君 矢野 絢也君

塚本 三郎君 河村 勝君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

正木 良明君 矢野 絢也君

松本 善明君 不破 哲三君

文教委員

辞任

補欠

湯山 勇君 石橋 政嗣君

西岡 武夫君

石橋 政嗣君

大原 一三君

社会労働委員

辞任

補欠

相沢 英之君 松野 頼三君

井上 裕君 金子 一平君

石橋 一弥君 渡部 直藏君

大坪健一郎君 正示啓次郎君

川田 正則君 坊 秀男君

津島 雄二君 根本龍太郎君

浦井 洋君 不破 哲三君

金子 一平君 井上 裕君

渡部 直藏君 石橋 一弥君

正示啓次郎君 大坪健一郎君

根本龍太郎君 津島 雄二君

坊 秀男君 川田 正則君

松野 頼三君 相沢 英之君

不破 哲三君 浦井 洋君

予算委員

辞任

補欠

金子 一平君 宇野 亨君

渡部 直藏君 坂本三十次君

正示啓次郎君 玉沢徳一郎君

根本龍太郎君 片岡 清一君

坊 秀男君 谷 洋一君

松野 頼三君 島村 宜伸君

渡部 恒三君 渡辺 栄一君

石橋 政嗣君

浅井 美幸君

矢野 絢也君

不破 哲三君

大原 一三君

浦井 洋君

宇野 亨君

片岡 清一君

坂本三十次君

島村 宜伸君

谷 洋一君

玉沢徳一郎君

渡辺 栄一君

湯山 勇君

坂口 力君

正木 良明君

西岡 武夫君

春田 重昭君

浅井 美幸君

決算委員

辞任

補欠

浅井 美幸君

春田 重昭君

浅井 美幸君

春田 重昭君

宇野 亨君

小島 静馬君

塚原 俊平君

湯山 勇君

坂口 力君

正木 良明君

浦井 洋君

西岡 武夫君

松本 善明君

金子 一平君

根本龍太郎君

渡部 直藏君

松野 頼三君

坊 秀男君

正示啓次郎君

渡部 恒三君

石橋 政嗣君

浅井 美幸君

矢野 絢也君

大原 一三君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

宇野 亨君

正示啓次郎君

白濱 仁吉君

松野 頼三君

昭和五十三年二月九日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

一九六

<p>外務委員 柴田 睦夫君 正示啓次郎君 白濱 仁吉君 松野 頼三君 不破 哲三君</p> <p>補欠 不破 哲三君 宇野 亨君 小島 静馬君 塚原 俊平君 柴田 睦夫君</p>	<p>予算委員 正示啓次郎君 白濱 仁吉君 根本龍太郎君 松野 頼三君 兒玉 末男君 淺井 美幸君 矢野 絢也君 松本 善明君</p> <p>補欠 谷川 寛三君 谷 洋一君 葉梨 信行君 浜田 幸一君 湯山 勇君 沖本 泰幸君 正木 良明君 柴田 睦夫君</p>	<p>農林水産委員 玉沢徳一郎君 根本龍太郎君</p> <p>補欠 根本龍太郎君 玉沢徳一郎君</p>	<p>文教委員 湯山 勇君 兒玉 末男君</p> <p>補欠 兒玉 末男君 湯山 勇君</p>	<p>内閣委員 宇野 亨君 小島 静馬君 玉生 孝久君 塚原 俊平君 伊東 正義君 奥野 誠亮君 金子 一平君 正示啓次郎君</p> <p>補欠 奥野 誠亮君 正示啓次郎君 金子 一平君 伊東 正義君 塚原 俊平君 宇野 亨君 玉生 孝久君 小島 静馬君</p>	<p>地方行政委員 相沢 英之君</p> <p>補欠 松野 頼三君</p>	<p>大蔵委員 井上 裕君 石川 要三君 西田 司君 池田 行彦君 根本龍太郎君 古井 喜實君 松野 頼三君</p> <p>補欠 池田 行彦君 古井 喜實君 根本龍太郎君 井上 裕君 西田 司君 石川 要三君 相沢 英之君</p>	<p>社会労働委員 池田 行彦君 小平 忠君 井上 裕君 高橋 高望君</p> <p>補欠 井上 裕君 高橋 高望君 池田 行彦君 小平 忠君</p>	<p>農林水産委員 田中美智子君 不破 哲三君</p> <p>補欠 田中美智子君 不破 哲三君</p>	<p>運輸委員 矢野 絢也君</p> <p>補欠 武田 一夫君</p>	<p>予算委員 伊東 正義君</p> <p>補欠 堀内 光雄君</p>	<p>決算委員 春田 重昭君</p> <p>補欠 淺井 美幸君</p>	<p>奥野 誠亮君 金子 一平君 川崎 秀二君 正示啓次郎君 根本龍太郎君 古井 喜實君 松野 頼三君 兒玉 末男君 淺井 美幸君 矢野 絢也君 安藤 巖君 河村 勝君 愛知 和男君 井上 裕君 後藤田正晴君 谷川 寛三君 原田昇左右君 福島 讓二君 堀内 光雄君 森 清君 新盛 辰雄君 鈴木 康雄君 武田 一夫君 小平 忠君</p> <p>補欠 森 清君 原田昇左右君 金子 一平君 古井 喜實君 伊東 正義君 奥野 誠亮君 兒玉 末男君 淺井 美幸君 矢野 絢也君 河村 勝君</p>
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

不破 哲三君 安藤 巖君
 浅井 美幸君 春田 重昭君
 一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
 辞任 補欠

小島 静馬君 伊東 正義君
 玉生 孝久君 海部 俊樹君
 塚原 俊平君 正示啓次郎君
 伊東 正義君 小島 静馬君
 海部 俊樹君 玉生 孝久君
 正示啓次郎君 塚原 俊平君

地方行政委員
 辞任 補欠

井上 裕君 池田 行彦君
 池田 行彦君 井上 裕君

大蔵委員
 辞任 補欠

池田 行彦君 津島 雄二君
 小淵 恵三君 堀内 光雄君
 小平 忠君 高橋 高望君
 津島 雄二君 池田 行彦君
 堀内 光雄君 小淵 恵三君
 高橋 高望君 小平 忠君

文教委員
 辞任 補欠
 山原健二郎君 不破 哲三君
 不破 哲三君 山原健二郎君

農林水産委員

辞任 補欠
 新盛 辰雄君 岡田 春夫君
 岡田 春夫君 新盛 辰雄君

商工委員
 辞任 補欠
 西中 清君 矢野 絢也君
 矢野 絢也君 西中 清君

運輸委員
 辞任 補欠
 不破 哲三君 小林 政子君

通信委員
 辞任 補欠
 藤原ひろ子君 不破 哲三君

予算委員
 辞任 補欠
 伊東 正義君 関谷 勝嗣君
 海部 俊樹君 谷川 寛三君
 正示啓次郎君 小島 静馬君
 岡田 春夫君 新盛 辰雄君
 浅井 美幸君 坂口 力君
 矢野 絢也君 西中 清君
 河村 勝君 小平 忠君
 小林 政子君 山原健二郎君
 山原健二郎君 藤原ひろ子君
 小島 静馬君 正示啓次郎君
 関谷 勝嗣君 伊東 正義君
 谷川 寛三君 海部 俊樹君

新盛 辰雄君 岡田 春夫君

坂口 力君 浅井 美幸君
 西中 清君 矢野 絢也君
 小平 忠君 河村 勝君

春田 重昭君 浅井 美幸君
 浅井 美幸君 春田 重昭君

春田 重昭君 浅井 美幸君
 浅井 美幸君 春田 重昭君

理事 渡辺 朗君 (理事神田厚君去る一月三十一日委員辞任につきその補欠)

特別委員辞任及び補欠選任
 一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員会
 辞任 補欠
 神田 厚君 渡辺 朗君

辞任 補欠
 原田昇左右君 竹内 黎一君

(議案提出)

一、去る一月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
 環境庁設置法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案
 一、去る一月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
 法務省設置法の一部を改正する法律案
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十三年二月九日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告 決算調整資金に関する法律案及び同報告書

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

石油稅法案

国有林野事業改善特別措置法案

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めの件

一、昨八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十二年度の水田總合利用奨励補助金についての所得稅及び法人稅の臨時特例に関する法律案(大藏委員長提出)

(議案受領)

一、昨八日、予備審査のため參議院から送付された次の議案を受領した。

集團代表訴訟に関する法律案

(議案付託)

一、去る一月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

以上二件 内閣委員会 付託

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十一年度国有財産増減及び現在額總計算書

昭和五十一年度国有財産無償貸付状況總計算書

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

以上二件 決算委員会 付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

法務委員会 付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

建設委員会 付託

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めの件(内閣提出、承認第一号)

一、昨八日、予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

集團代表訴訟に関する法律案(宮崎正義君外一)

名提出、參法第一号(予) 法務委員会 付託

一、去る一月二十八日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和五十二年一般會計補正予算(第二号)

昭和五十二年特別會計補正予算(特第二号)

昭和五十二年政府關係機關補正予算(機第二号)

昭和五十二年度分の地方交付稅の總額の特例等に関する法律案

一、今九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

昭和五十二年度の水田總合利用奨励補助金についての所得稅及び法人稅の臨時特例に関する法律案(大藏委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る一月三十一日、參議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十二年一般會計補正予算(第二号)

昭和五十二年特別會計補正予算(特第二号)

昭和五十二年政府關係機關補正予算(機第二号)

昭和五十二年度分の地方交付稅の總額の特例等に関する法律案

円相場高騰關連中小企業対策臨時措置法案

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中小企業為替変動緊急対策融資制度の貸付対象緩和に関する質問主意書(鈴木強君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特許協力条約に関する質問主意書(土井たか子君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る三日、内閣から、衆議院議員木原実君提出新東京國際空港公団の海岸法違反行為の疑義に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十三年三月四日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

決算調整資金に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年一月十七日

内閣總理大臣 福田 赳夫

決算調整資金に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、決算調整資金を設置し、予見し難い租稅収入の減少等により一般會計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場

境保全特別委員会 付託

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

合において、この資金からその不足を補てんすることにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的とする。

(資金の設置)

第二条 この法律の目的を達成するため、決算調整資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)

第三条 資金は、一般会計の所屬とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資金への繰入れ)

第四条 政府は、各会計年度の一般会計において、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六條第一項に規定する剰余金を生じた場合においては、当該剰余金の金額から同項の規定により公債又は借入金金の償還財源に充てべき金額を控除して得た金額を限り、当該年度の翌々年度までに、予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入れのほか、特別の必要がある場合には、予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰り入れることができる。

(資金に充てる財源)

第五条 資金は、前条第一項又は第二項の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の預託)

第六条 資金に属する現金は、資金運用部に預託

することができる。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

(資金からの歳入への組入れ)

第七条 資金に属する現金は、各会計年度の一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる場合に限り、当該年度の翌年度七月三十一日までに、当該不足を生ずることとなる額(以下「決算上不足額」という。)を補てんするため、その全部又は一部を当該不足を生ずることとなる会計年度の一般会計の歳入に組み入れるものとする。

2 前項の決算上不足額の計算については、政令で定める。

(資金の経理)

第八条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金からの歳入組入れに関する調査)

第九条 大蔵大臣は、第七條第一項の規定により資金に属する現金を歳入に組み入れたときは、その調査を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の調査を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

3 大蔵大臣は、前項の調査を会計検査院に送付しなければならない。

(資金に係る計算書)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定める

ところにより、資金に属する現金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、財政法第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合において、前項の計算書を添付しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合において、第一項の計算書を添付しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(国債整理基金からの繰入れ等)

第二条 第七條第一項の規定により資金に属する現金を一般会計の歳入に組み入れる場合において、資金に属する現金が決算上不足額に不足するときは、当分の間、当該不足する額を限り、国債整理基金(以下この条において「基金」という。)から基金に属する現金を資金に繰り入れることができる。

2 前項の繰入れについては、基金の状況、国債の償還見込みその他の事情を勘案し、国債の償還等基金の運営に支障を生じないようにしなければならない。

3 第一項の規定により基金に属する現金を資金に繰り入れた場合においては、当該繰り入れた日の属する年度の翌年度までに、予算の定めるところにより、当該繰入金に相当する金額を、一

般会計から資金に繰り入れなければならない。

4 前項の規定により資金に繰り入れられた繰入金に相当する金額は、直ちに基金に繰り入れなければならない。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三 決算調整資金の管理に関すること。

第八条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 決算調整資金の管理に関すること。

理由

予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる事態に対処するため、決算調整資金を設置することとし、同資金の所屬及び管理、同資金への繰入れ等所要の規定を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

決算調整資金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の内容は、次のとおりである。

1 予見し難い租税収入の減少等による一般会計の歳入歳出の決算上の不足を補てんし、一

昭和五十三年二月九日 衆議院會議録第七号

決算調整資金に関する法律案及び同報告書 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

二〇〇

般会計の収支の均衡を図るため、一般会計に決算調整資金(以下「資金」という。)を設置すること。

2 各会計年度の一般会計において、財政法第六条の剰余金が生じた場合においては、当該剰余金の金額から公債等の償還財源に充てべき金額を控除して得た金額を限り、当該年度の翌々年度までに、予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰り入れることができることとするほか、特別の必要がある場合には、予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰り入れることができることとする。

3 資金に属する現金は、各会計年度の一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる場合に限り、当該年度の翌年度七月三十一日までに、その不足を補てんするため、一般会計の歳入に組み入れるものとする。この場合においては、資金からの歳入組入れに関する調書を作成し、次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならないこととする。

4 前記3の場合において、資金に属する現金が決算上の不足額に不足するときは、当分の間、国債の償還等国債整理基金の運営に支障を生じない範囲で、同基金に属する現金を資金に繰り入れることができることとし、同基金から資金に繰入れを行った場合

においては、その日の属する年度の翌年度までに、予算の定めるところにより、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から資金を通じて、同基金に繰り入れなければならないこととする。

5 その他資金の管理、受払い、増減の計算等について所要の規定を定めることとする。

二 議案の可決理由
決算上の不足を補てんするための制度として、一般会計に決算調整資金を設置することは、最近における経済、財政の情勢にかんがみ、時宜を得た適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置
昭和五十一年度一般会計補正予算(第2号)において、決算調整資金への繰入れに要する経費として二千億円を計上している。

昭和五十三年二月八日
大蔵委員長 大村 襄治
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右の議案を提出する。
昭和五十三年二月八日

提出者

大蔵委員長 大村 襄治

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十一年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令

で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十一年度に政府から交付される水田総合利用奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約三億円である。

衆議院会議録第三号(中正誤)

一	段行 誤	主義	正
二	二九 進推	推進	
三	三三 調書	総調書	
四	三五 構機	機構	
五	三六 牛肉	生肉	
六	三七 こと	これに	

衆議院会議録第四号中正誤

一	段行 誤	引つ込める、	正
二	二九 引つ込める。	なお、	
三	二八 効率化を	効率化等を	
四	二七 強力的	強力的	
五	二六 いかかがで	いかかがで	
六	二五 いかかがで	いかかがで	
七	二四 いかかがで	いかかがで	
八	二八 デミノ	デミノ	

衆議院会議録第五号中正誤

一	段行 誤	危険な	正
二	四三 危険を	危険な	
三	四二 世話が	世話が	
四	四一 その辺の	その辺を	
五	四八 地質図を	地質図が	

衆議院会議録第六号中正誤

一	段行 誤	問題点	正
二	一四 問題に	問題点	
三	二九 国勢調査	国勢調査	
四	三〇 末 3,952,822	3,942,822	
五	特別会 計の額	「歳出」の位置を上の「歳入」に並べ	
六	二六 国庫負 担年度	昭和53年度	
七	二七 二末	昭和53年度	
八	二八 昭和53年度	昭和53年度	
九	二九 昭和53年度	昭和53年度	
十	三〇 昭和53年度	昭和53年度	
十一	三〇 昭和53年度	昭和53年度	
十二	三〇 昭和53年度	昭和53年度	
十三	三〇 昭和53年度	昭和53年度	
十四	三〇 昭和53年度	昭和53年度	
十五	三〇 昭和53年度	昭和53年度	

昭和五十三年二月九日 衆議院会議録第七号

昭和五十三年二月九日 衆議院會議録第七号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(外局)